

河川及び砂防等災害応急対策活動等に関する基本協定 募集要領

「河川及び砂防等災害応急対策活動等に関する基本協定」について、下記により基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は下記基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願いいたします。

基本協定締結説明書

1. 協定概要

- (1) 協定名 河川及び砂防等災害応急対策活動等に関する基本協定
- (2) 活動場所 太田川河川事務所において管理する一級河川 太田川及び小瀬川の各大臣管理区間（別図－１）並びに広島西部山系砂防区域（別図－２）における災害応急対策活動等への協力を原則とする。
- (3) 活動内容 太田川河川事務所所管施設において災害が発生、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、貴社で保有される建設機械、資材及び労力等により応急対策活動を実施するもの。
- (4) 協定期間 協定締結後 ～ 平成22年3月31日

2. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成21・22年度「一般土木工事」に又は「維持修繕工事」に係わる一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 平成8年度以降において、太田川河川事務所が発注した工事の施工実績があること。なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。）が発注した工事に係るものにあつては、工事成績評定通知書に記載されている評定点（以下「評定点」という。）が65点未満のものは実績として認めない。

また、当該実績が財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」（以下、「CORINS」という。）に登録を義務付けている発注機関の工事の場合は、CORINSに登録されていなければ、実績として認めない。ただし、500万円未満の工事及び中国地方整備局における平成14年9月30日以前に発注した請負金額が2,500万円未満の工事等、発注者が登録を義務付けていない工事についてはこの限りでない。

(6) 本協定の活動内容である応急対策活動等を総括的に管理する者として、次に掲げる基準を満たす技術者を保有していること。なお、当該活動に専任の義務は有しない。

① 協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において3箇月以上の雇用関係にあることをいう。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。

② 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

- ・ 1級建設機械施工技士
- ・ 技術士法による技術士（建設部門、農業部門（農業土木）、森林部門（森林土木）、水産部門（水産土木）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係わるもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。))の資格を有する者。
- ・ これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

(7) 公募参加資格確認申請書（公募参加資格確認のための添付資料を含む。この説明書において「申請書」という。）の提出期限の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 広島県の広島地方生活圏内又は山口県の岩国地方生活圏内における建設業法の許可を有する本店、支店又は営業所が、太田川河川事務所が管理する区域の市町村内にあること。

(9) 平成21年度に太田川河川事務所が発注した各維持工事を既に請け負っている社については、当該維持工事区域以外であれば協定締結可能である。

3. 基本協定締結者の決定方法

(1) 基本協定の締結は、2. に掲げる応募資格を満たしている方と行います。なお、

協定は2区域（2出張所管内）まで重複して締結することができます。

なお、各区域（出張所管内）における協定締結社数は下表のとおりとする。

	砂防				河川				
区域	小瀬川	西部砂防	大芝	可部	小瀬川	己斐	大芝	可部	加計
締結社数	10社程度	10社程度	10社程度	10社程度	10社程度	20社程度	10社程度	10社程度	10社程度

(2) (1)において、応募者が多数の場合はヒアリング等を実施して決定します。

4. 担当部局

〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀3-20

国土交通省中国地方整備局 太田川河川事務所

TEL 082-221-2436 (代表)

(河川) 工務第一課 TEL 082-222-9243 内線314

(砂防) 工務第二課 TEL 082-222-9244 内線322

5. 応募資格の確認等

(1) 申請書の作成

基本協定の締結を希望される方は、下記資料を作成し提出願います。

①基本協定参加資格確認申請書【別記様式1】

②過去の施工実績【別記様式2】

※CORINSに登録されていない場合は、確認できる書類（契約書の写し等）を提出願います。

③技術者の資格【別記様式3】

※技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出願います。なお、複数の技術者を登録することは可能です。

④災害応急対策担当区域図【別図-1または別図-2または別図-3】

※建設業法の許可を有する本店、支店又は営業所及び資機材置き場の位置を記入し提出願います。なお、別図-1または別図-2あるいは別図-3の範囲で会社及び資機材置き場の位置が入らない場合は、希望する担当区域との位置関係がわかる縮尺の入った図面等（様式自由）を提出願います。

⑤担当区域希望調査票【別紙-1】

※基本協定は2区域（2出張所管内）まで重複して締結することができます。なお、複数の区間において協定を希望される方は、最大5箇所まで希望順位を記載願います。

(2) 申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出願います。

①提出方法：申請書（追加資料を含む）の提出は、持参又は郵送（書留に限る。必着のこと。）とします。

②受付期間：平成21年7月1日（水）から平成21年7月21日（火）

までの休日を除く毎日、9時30分から17時30分までとする。

③提出場所：4. に同じ。

(3) 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がありましたら、書面（様式は自由）により提出願います。

①提出方法：書面を持参又は郵送により提出すること。FAXでも可。

②受領期間：平成21年7月1日（水）から平成21年7月14日（火）までの休日を除く毎日、9時30分から17時30分までとする。

③提出場所：4. に同じ。

(4) (3) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行います。

①期 間：質問を受理してから適宜に、平成21年7月21日（火）までの休日を除く毎日、9時30分から17時30分まで。

②場 所：4. に同じ。

(5) その他

①申請書（追加資料を含む）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となります。

②担当官は、提出された申請書（追加資料を含む）を、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しません。

③提出された申請書（追加資料を含む）は返却しません。

④提出期限以降における申請書（追加資料を含む）の差し替え及び再提出は認めません。

⑤協定の相手方として選定されない者に対しては、平成21年7月31までに通知します。

基本協定参加資格確認申請書

平成21年〇〇月〇〇日

担当官

中国地方整備局

太田川河川事務所長 阿部 徹 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

平成21年7月1日付けで募集のありました「河川及び砂防等災害応急対策活動等に関する基本協定」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 基本協定締結説明書5.(1)②に定める過去の施工実績を記載した書面
- 2 基本協定締結説明書5.(1)③に定める技術者の資格等を記載した書面
- 3 基本協定締結説明書5.(1)④別図－1 『太田川・小瀬川水系河川災害応急対策担当区域図』
別図－2 『広島西部山系砂防災害応急対策担当区域図』
※会社及び資機材置き場の分かる詳細な地図
- 4 基本協定締結説明書5.(1)⑤別紙－1 『担当区域希望調査票』
- 5 基本協定締結説明書5.(1)⑥に定める一般競争参加資格申請書の写し

問い合わせ先

担当者 : 中国 太郎

部 署 : 〇〇本店 〇〇部 〇〇課

電話番号 : (代) 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇 (内線 〇〇〇)

F A X 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

過去の施工実績

[記入例]

会社名：

工 事 名 称 等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	受 注 者 名	
	施 工 場 所	(都道府県名・市町村名)
	最 終 請 負 金 額	
	工 期	平成 年 月 ～ 平成 年 月
	受 注 形 態	単体／JV (出資比率)
工 事 内 容	構造形式、 規模・寸法、 使用機材・数量、 施工方法、等	
CORINSへの登録の有無		有り (登録番号を明記) 又は無し

注)・CORINS登録有りとする場合は、登録内容を事前に確認しておくこと。

- ・CORINSに登録されていない等で施工実績が証明できない場合は、工事の工事実績が確認できる書面（工事の実績が確認できる契約書類／施工計画書及び図面等）の写しを添付すること。CORINSデータに数量等が登録されていない場合は、それらを確認できる契約書等の写しを添付すること。図面はA3以下に縮小のこと。
- ・CORINSに登録を義務付けている発注機関の工事（500万円未満の工事及び平成14年9月30日以前に発注した請負金額が2,500万円未満の工事等は除く。）の場合は、CORINSに登録されていなければ、実績として認めない。
- ・記入する施工実績の発注機関名は、当該工事の契約日における名称とすること。

コメント欄

(甲に対して特に伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。)

(別記様式3)

技 術 者 の 資 格

[記入例]

会社名：

技術者の氏名 <small>(フリガナ)</small>	技術者	〇〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
生年月日 (和暦)	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	
最終学歴	〇〇大学 〇〇科 〇〇年卒業	
法令等による資格・免許	1級土木施工管理技士 (取得年及び登録番号)	
貴社に在籍 される技術 者数	一級土木施工管理技士又 はこれと同等以上の資格 を有する者	
	二級土木施工管理技士又 は二級建設機械施工管理 技士	
	その他	

・貴社に在籍される技術者を実人数で記入願います。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、2.
(6) ②に示す資格のことです。

コメント欄

(甲に対して特に伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。)

基本協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。

- 基本協定参加資格確認申請書（別記様式1） →必須提出

会社の施工実績関係

- 過去の施工実績（別記様式2） →必須提出
- 施工実績を確認できる書面（契約書の写し等）
→CORINSに登録されていない場合及びCORINSで確認できない場合等は必須提出
- 工事成績評定通知書の写し
→当該工事实績が大臣官房官庁営繕部発注の工事又は地方整備局発注の工事の場合は必須提出

技術者の資格・経験

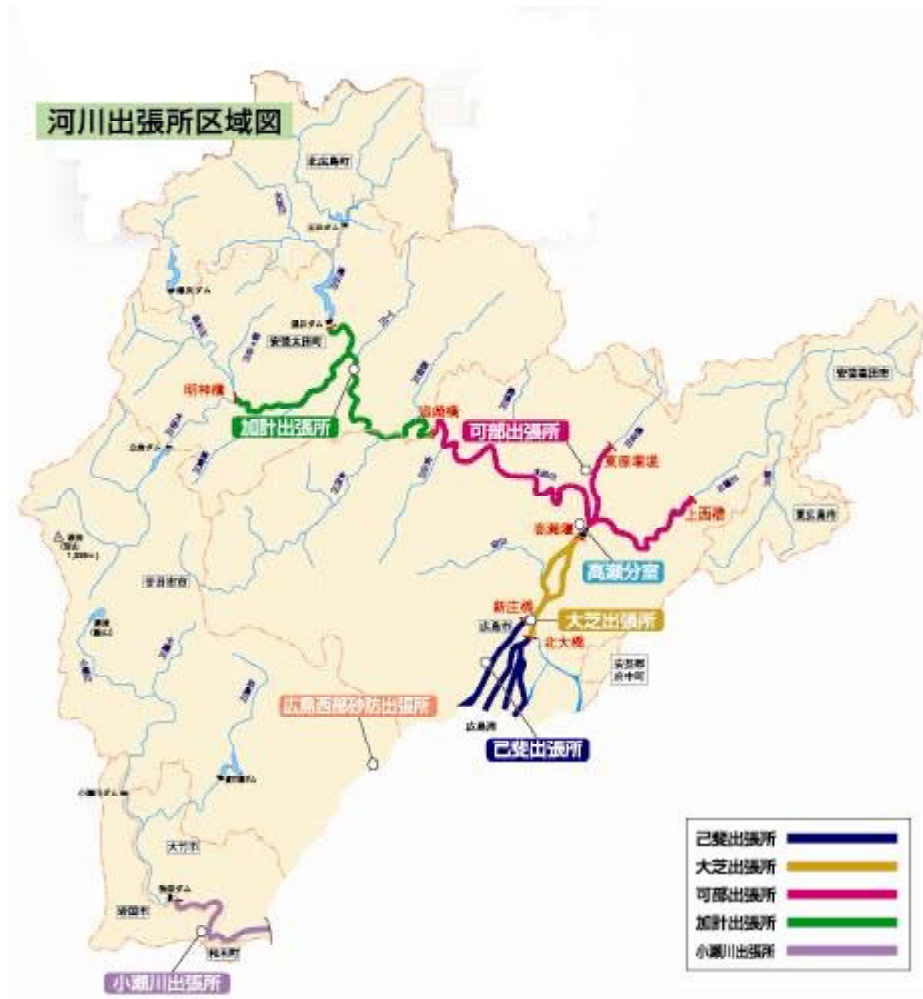
- 技術者の資格（別記様式3） →必須提出
- 直接的かつ恒常的（3箇月以上）な雇用関係が確認できる資料
→（健康保険被保険者証、監理技術者証等）
- 技術者の資格を証明する書面の写し →必須提出

技術資料

- 別図－1 『太田川・小瀬川水系河川災害応急対策担当区域図』 →※注（参考図は除く）
- 別図－2 『広島西部山系砂防災害応急対策担当区域図』 →※注
※注） 別図－1～2については該当するものを提出
- 別紙－1 『担当区域希望調査票』 →必須提出
- その他詳細な地図等参考資料 →必要に応じ提出

これらの添付資料が未提出の場合、施工実績、資格、工事経験等が無効（参加資格無し）となりますので、ご注意下さい。

別図－1 『太田川・小瀬川水系河川災害応急対策担当区域図』



別図－2 『広島西部山系砂防災害応急対策担当区域図』



別紙－1 『担当区域希望調査票』

協定締結を希望される区域について、協定締結を希望される順位を記載願います。なお、区域名については、別図－1 及び別図－2 の『(河川・砂防) 災害応急対策担当区域図』を参照願います。

種類	区 域 名	希望される順位
河川	己斐出張所管内	第1希望 ※記載例
河川	大芝出張所管内	第2希望 ※記載例
河川	可部出張所管内	第5希望 ※記載例
河川	加計出張所管内	
河川	小瀬川出張所管内	
砂防	大芝出張所管内	第3希望 ※記載例
砂防	可部出張所管内	
砂防	小瀬川出張所管内	
砂防	広島西部砂防出張所管内	第4希望 ※記載例

※基本協定は河川及び砂防を含めて、2区域（2出張所管内）まで重複して締結することができます。なお、複数の区間において協定を希望される方は、最大5区域（5出張所管内）まで希望順位を記載願います。

※複数箇所希望される場合は、2.（8）の条件を満たす必要があります。

別図－1 『太田川・小瀬川水系 出張所担当区域』

太田川・小瀬川水系直轄管理区間における各出張所の担当区域については、以下のとおりである。

○己斐出張所管内

1. 太田川放水路のうち、河口（右岸:C3k400、左岸:C3k500）～太田川本川合流部までの区間。
2. 元安川のうち、南千田橋下流（右岸:C0k150、左岸:C0k800）～北大橋上流側及び、京橋川合流後の左岸の一部（D0k350～D1k150）の区間。
3. 旧太田川のうち、河口（右岸:C0k650、左岸:C0k550）～新庄橋上流側までの区間。
4. 天満川のうち、河口（右岸:C1k050、左岸:C1k300）～北大橋上流側までの区間。

○大芝出張所管内

1. 太田川本川のうち、北大橋上流側～高瀬堰下流（13k500付近）までの区間。（第一古川・第二古川を含む）

○可部出張所管内

1. 太田川本川のうち、高瀬堰上流側～広島市と安芸太田町の町境（右岸:41k050、左岸:38k650）までの区間。
2. 三篠川のうち、太田川本川合流部～柳瀬橋の下流側（右岸:9k550、左岸:9k470）までの区間。
3. 根谷川のうち、太田川本川合流部～南原川合流点（4k900付近）までの区間。

○加計出張所管内

1. 太田川本川のうち、広島市と安芸太田町の町境（右岸:41k050、左岸:38k650）～明神橋上流側（70k850付近）までの区間。

○小瀬川出張所管内

小瀬川本川のうち、河口～13k400までの区間。

別図－2 『広島西部山系砂防 出張所担当区域』

広島西部山系砂防における各出張所の担当区域については、以下のとおりである。

○大芝出張所管内

広島西部山系直轄砂防事業区域において、安川右岸を北端とする、安佐南区の一部および東区、西区のうち太田川水系流域界に含まれる区域。

○可部出張所管内

広島西部山系直轄砂防事業区域において、安川左岸を南端とする、安佐南区の一部および安佐北区に含まれる区域。

○小瀬川出張所管内

広島西部山系直轄砂防事業区域において、大竹市内に含まれる区域。

○広島西部砂防出張所管内

広島西部山系直轄砂防事業区域において、大竹市内をのぞく太田川・小瀬川水系流域界に含まれない区域。（佐伯区、廿日市市、広島市西区の一部）